

「電気・ガス料金負担軽減支援」に伴うガス料金・電気料金の値引きについて

平素より武陽ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援」（以下、「本事業」）実施に伴うガス料金・電気料金の値引きを行います。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

※武陽ガス株式会社（ぶよう電気）は東京ガス株式会社（小売電気事業者/ 登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。

1. 当社の運用内容

① 都市ガス

対象のお客さま	都市ガスをご契約されているお客さま ※年間契約量が1,000万m ³ 以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。 ※プロパンガス（日の出団地／草花パークハイツ／パーク・タウンみよし野／瑞穂町営東長岡住宅／サンクレイドル羽村リヴィエール）をご利用のお客さまは対象外となります。
値引き単価	2025 年 8 月検針分、10 月検針分：1m ³ ご使用につき 8.0 円（税込） 2025 年 9 月検針分：1m ³ ご使用につき 10.0 円（税込）

② 電気

対象のお客さま	ぶよう電気(低圧)及び武陽ガスが電気小売事業者として販売する電気(低圧・高圧)をご契約のお客さま
値引き単価	【低圧】 2025 年 8 月検針分、10 月検針分：1kWh ご使用につき 2.0 円（税込） 2025 年 9 月検針分：1kWh ご使用につき 2.4 円（税込） 【高圧】 2025 年 8 月検針分、10 月検針分：1kWh ご使用につき 1.0 円（税込） 2025 年 9 月検針分：1kWh ご使用につき 1.2 円（税込）

※上記の電気料金（低圧）のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用します。

（例：2025 年 7 月 1 日需給開始、2025 年 7 月 10 日検針の場合、その電気料金には 2.0 円/kWh の値引きを適用）

2. 本事業に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	連絡先	受付時間
経済産業省	電気・ガス料金支援 お問い合わせ窓口 0120-013-305	平日 9：00～17：00

※事業概要は、以下のページよりご確認ください。

経済産業省ホームページ <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

※本事業による値引きを受けるにあたってのお客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。